「エコウィル保守契約」要綱

（適　用）

第1条　　この契約要綱（以下「本要綱」といいます）は、福井市企業局（以下「当局」といいます）が販売し、お客さまが保有する家庭用ガスコージェネレーションシステム（以下「エコウィル」といいます）に対して、当局が実施するメンテナンス業務に適用されます。

（目　的）

第2条　　本要綱に基づく保守契約（以下「本契約」といいます）は、お客さまの保有する本要綱第6条に定める対象機器を使用するにあたり、当局が本要綱第8条及び第9条に定める範囲においてメンテナンス業務を行うことを目的とします。

（契約申込の方法）

第3条　　お客さまは、あらかじめ本要綱を承諾のうえ、設置後2年間の間に「エコウィル保守契約申込書・承諾書」（以下「申込書」といいます）を当局に提出することにより、本契約の申込をしていただきます。

（契約成立）

第4条　　本契約は、当局が前条に定める申込を承諾したときに成立します。

2　当局は、前条に定める申込を承諾できない事由がある場合は、10日以内に書面によりその旨をお客さまに通知いたします。

（保守契約期間）

第5条　　本契約の契約期間は設置後10年間、または運転時間20,000時間の早い方の期間とします。

2　年間保守契約料金を支払い、契約期間中に運転時間20,000時間に到達した場合は、その契約の満了日までを、保守対象期間とします。

（対象機器）

第6条　　本契約の対象は、申込書に記載されるガスエンジン発電ユニット、排熱利用ユニット及び排熱利用ユニットに附帯するリモコン装置（以下「本対象機器」といいます）とします。

（年間保守契約料金）

第7条　　お客様は、メーカーの保証（機器設置後2年間）終了日の翌日より毎年1年間保守（単年度）を受けるためには、毎年の契約開始日までに年間保守契約料金5，250円を前納しなければならない。

（保守業務）

第8条　　当局が行う保守業務（以下「保守業務」といいます）の内容は以下のとおりとします。

(1) 本対象機器本体各部の点検・調整及び、部品交換、ならびに潤滑油などの確認・補充を本保守業務内の点検周期毎に実施します。

(2) 当局はお客様からの要請により、本対象機器の故障修理を行います。

2　次に記載する事項に基づいて本保守業務を行う場合は、当局はその都度個別見積を行い、お客さまと当局で協議のうえ特別料金を決定し、当該保守業務を行うものとします。ただし、緊急を要する場合は、当該保守業務の実施後に特別料金を決定するものとします。

(1) お客さまの不注意または、不適当な使用管理に起因して生ずる故障の場合。（取扱説明書に記載する日常点検項目の実施が不充分であった場合等）

(2) 火災・風水害・地震等、不可抗力による故障の場合。

(3) お客さまが、当局の了解なしに本対象機器を変更または改造したり、指定の部材・部品以外のものを使用したことによる故障の場合。

(4) 当局または第 10 条に定める当局の指定する者以外が修理した事による故障の場合。

(5) 音、振動、塗装の変色、発錆等の外観上軽微な不具合で、品質に影響が無く、仕様内容を満たしている場合。

(6) 本対象機器が設置された場所周辺の腐食性ガス、ばい煙、塩害発生、落葉等の公害環境及び飛散物に起因するもので当局の責に帰さない事由により生じた故障の場合。

（対応時間）

第9条　　本保守業務の対応時間は、原則として月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までとし、土日、祝日及び当局で指定する年末年始等の休日は除きます。

2　前項に定める時間外に本保守業務を行う必要のある場合は、お客さまと当局で協議のうえ、施工時間、費用を決定いたします。

（再委託）

第10条　　当局は、本保守業務の全部または、一部の作業を、当局の指定する者（以下「当局の代行者」といいます）に再委託することができるものとします。

（保守業務の運営）

第11条　　お客さまは、本保守業務が安全かつ円滑に行われるように、以下の各号に従い当局にご協力をいただきます。

(1) 本保守業務に要する電気、水道、ガス等の費用は、お客さまのご負担にて使用させていただきます。

(2) お客さまが本対象機器の変更、移転、廃棄及び使用を中止する場合は、事

前に当局または当局の代行者に連絡をしていただきます。

(3) 当局はお客さまに定期点検日を事前にお知らせいたします。お知らせした定期点検日の変更が必要な場合は、当局または、当局の代行者に速やかに連絡していただき、お客さまと当局で協議のうえで別途点検日を決定いたします。

(4) 当局は本保守業務の内容を変更する場合には、お客さまにお知らせしたうえで当該変更について協議することができるものとします。

(5) 当局はお客さまと協議のうえ、当局の代行者による本保守業務の履行状況を確認させていただく場合があります。

(6) 当局は、当局の責に帰さない事由による修理不可能な故障の場合(メーカーの補修部品供給保証期間超過による部品の欠品等)等につきましては、故障修理できない場合があります。

(負担保事項)

第12条　当局は、本対象機器の故障に伴う営業補償や電力料金の増加など二次的損害については、その責任を負わないこととします。

(責任限度額)

第13条　当局が提供する本保守業務によりお客さまに直接的損害が生じ、かつ、その損害が当局の故意または、過失によるものである場合、当局がお客さまに対して負担する損害賠償の限度額は、お客さまにおけるエコウィルの購入代金と同額とします。

(解　約)

第14条　次の各号に定める事態が生じたときには、本契約を解約できるものとします。

(1) お客さまの転居などで、本契約を継続する必要がなくなった場合。

(2) お客さまが本対象機器を廃棄された場合。

(3) お客さまが当局の事前の同意を得ずに、本対象機器の所有権を他に移転された場合。

(4) お客さまが当局の事前の同意を得ずに、本対象機器の設置場所を移動された場合。

(5) お客さまが当局の事前の同意を得ずに、当局の供給する都市ガス以外の燃料を使用した場合。

(6) お客さまより本契約期間中に解約の申し出があった場合。(この場合は、解約申し出日の属する月の翌月末日を解約日とします)

(7) お客さまが保守契約料金の当局への支払を3ヶ月以上延滞した場合。

(8) お客さまが本対象機器の差押え、仮差押えを受けた場合。

2　本契約が解約された場合、お客さまに契約料金の未払いがあるときはすみやかに残額を支払うものとし、当局は本契約の残存日数に応じた契約料金の払い戻しは行いません。

（契約の代行）

第15条　　当局は、本契約にかかわる全部または一部の業務を、当局の代行者に代行させることができるものとします。

（秘密保持）

第16条　　お客さま、当局及び代行者は、本保守業務または、本契約の履行に関連して知り得た相手方の業務上の秘密、その他の秘密情報を他に開示しないものとします。

（協　議）

第17条　　本要綱に定めのない事項または、本要綱の各条項について疑義を生じた場合は、お客さま及び、当局双方で協議し円滑に解決を図るものとします。

附　則

（施行期日）

この要綱は、平成 18 年7月7日から施行する。

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。